

第 3 5 回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 1 月 2 6 日（月） 午後 2 時 0 0 分～午後 2 時 2 6 分
2. 開催場所 内子分庁 3 階 大会議室
3. 出席委員（2 0 名）

4. 欠席委員（1 名）

5. 議 案

議事録署名委員の指名

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 1 9 条第 1 項の規定による内子町農用地
利用集積計画の期間延長について

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員（3 名）

7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から1月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が15名出席、推進委員が5名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

皆様明けましておめでとうございます。今年もよろしく申し上げます。ちょうど今の時期確定申告の準備等で忙しいかとは思いますが、今年の成果であったり、来年の目標であったりを立てる大切な時期でありますので十分ご検討いただき、今年の農業に努めて頂ければと思います。東北のほうは大雪で大変苦労しているみたいです。こちらのほうでは災害になるような雪は降らず安心しておりますが、ただ西日本では昨年より雨が少なく川の水も少なくなっております。このまま降らなければ、春以降野菜や水稻に影響が出るのではないかと心配しておりますが、今年1年うまくいくような農業体制でいけたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより第35回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、5件、

報告第2号 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の期間延長について、2件、

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について3件、

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について3件、
案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番 ● 委員、●番 ● 委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について事務局より説明をいたします。

事務局	報告第1号は5件でございます。議案書のほうは1ページから7ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相続等により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告いたします。以上でございます。
会長	只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。 (発言なし)
会長	特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。 次に、報告第2号 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の期間延長について、事務局より説明をいたします。
事務局	報告第2号は、2件でございます。議案書のほうは8ページから9ページになります。個別の説明については割愛させていただきますが、農業経営基盤強化促進法により、地域計画策定前に利用権設定がなされたもので、契約期間の延長を行う旨の報告がありましたのでご報告いたします。
会長	只今の報告第2号について、発言のある方はございませんか。 (発言なし)
会長	特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。 次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。議案第1号1について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の10ページをご覧ください。議案第1号1についてご説明いたします。 申請地は、内子町●の農地、畑1筆 263㎡です。 譲渡人は、松山市●の ●さん、譲受人は、内子町●の ●さんで、売買による所有権移転です。 それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。 第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは、内子町●にお住まいで、令和7年7月に農地を取得し農業を始めています。生産に必要な農機具は、トラクターなど所有しており、この他必要な農機具があれば購入する

事務局

予定です。また、申請地は自宅から車で2分程の距離にあります。譲受人は、農作業の経験はありませんが、両親の農作業の手伝いを20年ほど行っており農業に必要な技術はあると考えられます。所有している農地は、適切に管理していることから全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

2ページをお開きください。別紙1の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についてですが、特に違反は見受けられず、過去に農地等を取得後3年以内に権利移動や転用を行っていないことから問題はないものと見込まれます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

1月23日、農業委員の●さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●に電話で話を聞きました。

譲渡人の●さんは、松山市にお住まいで十分な耕作管理ができないことから、申請地を●さんに譲り渡すことになったそうです。

●さんは、申請地を譲り受けて農業に取り組みたいとのこと。申請地は、畑として管理し、自家用の野菜や果樹を栽培する予定であることから、特に問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号2について審議いたします。

なお、本件は●番●委員に関係する案件でございますので、●委員は退席をお願いします。

(●委員 退席)

会長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の10ページをご覧ください。議案第1号2についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 389㎡です。

譲渡人は、松山市●の ●さん、譲受人は、内子町●の ●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の3ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人の ●さんは、内子町●にお住まいで、農業歴は2年になります。生産に必要な農機具は、耕運機や運搬機などを所有しています。この他必要な農機具があれば購入する予定です。申請地は、自宅から車で3分の距離にあり、譲受人と妻は農作業に必要な経験もあり、農機具も十分備えています。また、所有する農地は適切に管理していることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間250日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

4ページをお開きください。別紙1の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についてですが、特に違反は見受けられず、過去に農地等を取得後3年以内に権利移動や転用を行っていないことから問題はないものと見込まれます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

●委員

1月19日、農業委員の ●さんと一緒に、申請人である ●さんに電話で話を聞きました。

譲渡人の ●さんは、松山市にお住まいで十分な耕作管理ができないことから、申請地を ●さんに譲り渡すことになったそうです。

●さんは、申請地を譲り受けて梨の栽培を行いたいとのことです。●さ

●番
●委員

んは、現在も梨の栽培を中心に農業を行っていますので、特に問題はないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

それでは、●委員、入室下さい。

(●委員 入室)

会長

次に、議案第1号3について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の10ページをご覧ください。議案第1号3についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 518㎡です。

譲渡人は、内子町●の ●さん、譲受人は、内子町●の ●さんで、贈与による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の5ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは、内子町●にお住まいで農業歴は50年になります。生産に必要な農機具は、トラクターや運搬機などを所有しており、この他必要な農機具があれば購入する予定です。また、申請地は自宅から車で15分の距離にあり、譲受人は農作業に必要な経験や農機具ともに十分備えており、所有する農地は適切に管理していることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間350日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

6ページをお開きください。別紙1の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についてですが、特に違反は見受けられず、過去に農地等

事務局	を取得後３年以内に権利移動や転用を行っていないことから問題はないものと見込まれます。 以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。
会長	事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。
●番 ●委員	１月２０日、農業委員の ● さんと一緒に、申請代理人である 行政書士 ● に出向いて話を聞きました。 譲渡人の ●さんは、高齢のため農地の管理が出来ないことから、隣接地の所有者である ● さんに譲り渡すことになったそうです。 ●さんは、申請地を譲り受けて自作地と合わせて、畑として管理していくとのことですので、特に問題はないと思われます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。 (全員異議なし)
会長	異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。 次に、議案第２号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について議案第２号１について審議いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第２号１について説明いたします。議案書の１１ページをご覧ください。表の左側の番号１番になります。地図の方は１２から１４ページになります。１１ページにお戻りください。 申請地は、内子町●の農地、畑１筆 ８３５㎡です。譲渡人は、内子町●の ●さん、譲受人は、内子町●の ●さんで、転用の目的は露店駐車場及び、資材置場の設置です。 転用の理由といたしまして、譲受人は内子町内で、●の販売等を行っておりますが、既存事業地では手狭で不便であるため、譲受人が申請地を取得し、事業用車両の露天駐車場及び、資材置場として利用したいとのことで本申請に至りました。 それでは、別紙調査書の７ページをご覧ください。申請地につきましては、点在する小規模な生産性の低い農地で、第２種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。造成の際は、土留工を設けて土砂の流出を防止する計

事務局

画で、周辺への影響はないと見込まれます。

事務局としてはこの転用目的には問題がなく、許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

●委員

1月21日、●委員さんと一緒に、申請代理人である●に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、譲受人である●は既存事業地では手狭で不便なため、申請地を取得し、露天駐車場及び資材置場として当該農地を使用したいとのことです。

現地を確認しましたが、周囲への影響は少ないものと思われますので、特に問題は無いものと見込まれます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に議案第2号2について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第2号2について説明いたします。議案書の11ページをご覧ください。表の左側の番号2番になります。地図の方は15から17ページになります。11ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 65㎡です。譲渡人は、今治市●の ●さん、譲受人は、内子町●の ●さん で、転用の目的は露店駐車場の設置です。

転用の理由といたしまして、譲受人は内子町内で、●店を営んでおりますが、現在駐車場がなく車での来店が不便なため、譲受人が申請地を取得し、来客用の駐車場として利用したいとのことで本申請に至りました。申請地は、既に駐車場として利用していますので始末書が提出されております。

それでは、別紙調査書の8ページをご覧ください。申請地につきまし

事務局

ては、点在する小規模な生産性の低い農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。造成の際は、土留工を設けて土砂の流出を防止する計画で、周辺への影響はないと見込まれます。

事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

●委員

1月19日、●委員さんと一緒に、申請代理人である●に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、譲受人である●は町内で●店を営んでいます。現在駐車場がなく、車で来店ができないため、申請地を取得し、露天駐車場として当該農地を使用したいとのことです。

現地を確認しましたが、周囲への影響は少ないものと思われるので、特に問題は無いものと見込まれます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に議案第2号3について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第2号3について説明いたします。議案書の11ページをご覧ください。表の左側の番号3番になります。地図の方は18から20ページになります。11ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 553㎡です。譲渡人は、内子町●の ●さん、譲受人は、内子町●の ●さん で、転用の目的は貸露店駐車場の設置です。

転用の理由といたしまして、譲受人は内子町内で、●の冷凍部位●や加工品等の製造及び販売事業を行う●に●処理業や保管用の工業用地として一体利用地を賃貸していますが、事業用地のみでは手狭で不便であ

事務局

るため、申請地を取得し、貸露天駐車場として利用したいとのことで本申請に至りました。

それでは、別紙調査書の9ページをご覧ください。申請地につきましては、点在する小規模な生産性の低い農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。造成の際は、土留工を設けて土砂の流出を防止する計画で、周辺への影響はないと見込まれます。

事務局としてはこの転用目的には問題がなく、許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

1月21日、●委員さんと一緒に、申請代理人である●に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、譲受人である●さんは●に土地を賃貸しており、既存事業地では手狭で不便なため、申請地を取得し貸駐車場として使用したいとのことです。

現地を確認しましたが、周囲への影響は少ないものと思われますので、特に問題は無いものと見込まれます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思います。